

# 放課後児童保育室のご案内

保護者が仕事で留守にするなど子どもを保育できない場合に、小学校の授業終了後などにお子様をお預かりします。

新座市では、17小学校区ごとに保育室を設置しています。



## 1 開室日

日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く毎日

※ 大雨・地震等の災害や学校・学級閉鎖の場合等は休室することがあります。

## 2 開室時間

(1) 平日 市内公立小学校の放課後から午後7時まで

(2) 土曜日 午前8時から午後6時まで

(3) 学校休業日（市内公立小学校の学校休業日。春・夏・冬休み、県民の日、運動会・日曜参観日などの代休日） 午前8時から午後7時まで

※ 昼食の提供はありません。土曜日や学校休業日で一日保育のときは、昼食の持参が必要です

## 3 対象

新座市に住民登録がある、又は市内公立小学校に通学する小学1年生から4年生までの集団保育が可能な児童

## 4 入室条件

保護者が就労（育児休業期間中は入室条件対象外）、疾病、病人などの介護などにより、常時家庭で児童の保育ができないこと。

※ 例えば就労条件は「週4日以上（月15日以上、日曜日を除く。）かつ1日5時間以上で、原則として午後4時以降に就労が終了すること」と定めています。疾病や介護なども就労条件と同じように保育ができない状況であることが条件です。

※ 申請時点で入室条件を満たさない場合（時短勤務等で午後4時前に勤務終了するなど）でも申請はできますが、入室時には就労時間が条件を満たすように勤務時間等変更することが必要です。

※ 契約上の勤務時間ではなく、実際に勤務している時間で判断します。（保育園入園や施設等利用給付認定の際の申請条件と異なります。）

## 5 保育料

月額0円から12,000円まで。同一世帯（一般的には父母）の市町村民税の所得割額等により段階的に保育料を決定します。

裏面に続きます。

# 令和7年4月 から保育室を利用したい方の手続のご案内

- 1 申請書類配布開始日 令和6年9月25日(水)
- 2 配布場所 市役所保育課(市役所本庁舎2階)及び各放課後児童保育室
- 3 申請種別ごとの受付期間

## 令和6年11月25日(月)までに、

いずれかの方法で申請してください。

- (1) 郵送申請 令和6年9月25日(水)から11月25日(月)〈必着〉まで
- (2) 電子申請 令和6年10月1日(火)から  
11月25日(月)午後11時59分まで

※ 電子申請後、必要書類(○保育を必要とする事由の説明書類(就労(内定)証明書、診断書、介護状況申告書等)、○口座振替依頼書 など)を保育課へご提出ください(郵送可)。

- (3) 窓口申請 令和6年11月13日(水)から25日(月)まで  
(土曜、日曜日は窓口受付を行いません。)

**時間** 午前9時から午後4時まで

**場所** 市役所本庁舎2階

※ 出張所及び各放課後児童保育室では申請できません。

#### 4 申請に必要な書類

○新座市放課後児童保育室入室申請書、○家庭状況申告書、○保育を必要とする事由の説明書類(就労(内定)証明書、診断書、介護状況申告書等)、○口座振替依頼書 ほか

詳しくは、9月25日(水)から市ホームページ及び市役所保育課、各放課後児童保育室で配布する「令和7年度新座市放課後児童保育室 入室のご案内」をご確認ください。

※ 令和7年5月から保育室の利用希望の方の申請期間は、令和7年3月10日(月)から4月10日(木)です。以降は、1か月ごとに入室の申請期限を定めています。

**問合せ先**

新座市役所保育課放課後児童保育係(新座市役所本庁舎2階)

〒352-8623 新座市野火止1-1-1 電話 048-423-2735(直通)